

地域密着型 介護福祉施設「プロムナードとばた」

(ユニット料金表)

令和3年8月1日

現在

およその月額(30日で計算) 単位(円)

1 利用者負担第1段階 (市民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者・生活保護世帯等) ※地域区分 7級地 10.14円

介護度	施設サービス費	居住費	食費	合計月額(円)
要介護 1	20,110	24,600 (1日当り820円)	9,000 (1日当り300円)	53,710
要介護 2	22,210			55,810
要介護 3	24,430			58,030
要介護 4	26,590			60,190
要介護 5	28,660			62,260

2 利用者負担第2段階 (市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金・非課税年金収入の合計が年間80万円以下の方等)

介護度	施設サービス費	居住費	食費	合計月額(円)
要介護 1	20,110	24,600 (1日当り820円)	11,700 (1日当り390円)	56,410
要介護 2	22,210			58,510
要介護 3	24,430			60,730
要介護 4	26,590			62,890
要介護 5	28,660			64,960

3 利用者負担第3段階① (市民税非課税世帯で、合計所得と課税年金・非課税年金収入が80万円から120万円以下の方等)

介護度	施設サービス費	居住費	食費	合計月額(円)
要介護 1	20,110	39,300 (1日当り1310円)	19,500 (1日当り650円)	78,910
要介護 2	22,210			81,010
要介護 3	24,430			83,230
要介護 4	26,590			85,390
要介護 5	28,660			87,460

3 利用者負担第3段階② (市民税非課税世帯で、合計所得と課税年金・非課税年金収入が120万円超の方等)

介護度	施設サービス費	居住費	食費	合計月額(円)
要介護 1	20,110	39,300 (1日当り1310円)	40,800 (1日当り1360円)	100,210
要介護 2	22,210			102,310
要介護 3	24,430			104,530
要介護 4	26,590			106,690
要介護 5	28,660			108,760

4 利用者負担第4段階 (市民税課税世帯)

介護度	施設サービス費	※居住費 (トイレ)	食費	合計月額(円)		
				1割	2割	3割
要介護 1	20,110	60,180 (1日当り2006円)	43,350 (1日当り1445円)	123,640	143,750	163,860
要介護 2	22,210			125,740	147,950	170,160
要介護 3	24,430			127,960	152,390	176,820
要介護 4	26,590			130,120	156,710	183,300
要介護 5	28,660			132,190	160,850	189,510

◆【その他 加算】月額(30日で計算) 単位(円) ※色塗り部分は全入居者算定となります

* 加算種類 *	月額	* 加算(該当の方) *	月額	* 加算(該当の方) *	月額
日常生活継続支援加算	1,400	ADL維持等加算(Ⅰ)	30	再入所時栄養連携加算	410
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1,400	ADL維持等加算(Ⅱ)	60	配置医師緊急時加算(1回につき)	早朝・夜間660 深夜1320
看護体制加算(Ⅰ)	360	自立支援促進加算	300	看取り加算(Ⅱ)	1600/日
看護体制加算(Ⅱ)	690	療養食加算	550	看取り加算(Ⅱ)	790/日
栄養マネジメント強化加算	340	経口移行加算	850	看取り加算(Ⅱ)	145/日
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	経口維持加算(Ⅰ)	410	看取り加算(Ⅱ)	72/日
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	経口維持加算(Ⅱ)	110	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	205	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	90	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13
初期加算	910(入所から30日)	排せつ支援加算(Ⅰ)	10	介護処遇改善加算	所定単位数×8.3%分を加算
安全対策体制加算	20(入所時)	排せつ支援加算(Ⅱ)	15	特定処遇改善加算	所定単位数×2.7%分を加算
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	排せつ支援加算(Ⅲ)	20	9/30まで感染対策上乗せ分	所定単位数×0.1%分を加算

※ 上記金額は、端数処理計算により変動する場合があります。

また、個人により加算内容が異なります。上記利用料の他に別途料金を頂く場合もあります。

※ 初期加算 1日あたり30円(入所後30日以内まで)

※ 外泊時加算 1日あたり250円(外泊初日と最終日以外の1日の基本サービス費に換わるもの)

※ 病院受診代、お薬代、散髪代などは別途かかります。

◆加算一覧表

令和3年8月1日現在

加算名	基準	金額
日常生活継続支援加算2 (ユニット型)	・国家資格を持つ職員を配置し、より質の高い支援をおこなう(介護福祉士を入居者6名に1以上配置)・要介護4.5の方が7割以上又は、認知症の自立生活支援度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの方が6.5割以上	46/日
夜間職員配置加算Ⅱイ	・夜間帯に基準を1人以上上回る職員を配置(基準2名)	46/日
看護体制加算Ⅰイ	・常勤の看護師を1以上配置(ユニット型)	12/日
看護体制加算Ⅱイ	・看護職員を常勤換算方法で2名以上配置 ・看護職員により「24時間連絡できる体制」を確保していること	23/日
栄養マネジメント強化加算	・管理栄養士を配置し低栄養リスクの高い入所者に、多職種が協働して食事の観察を週3回以上行い栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施	11/日
口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)	・(Ⅰ)入所者の状態に応じた口腔管理を、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月2回以上行う (Ⅱ)、(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生管理等の管理に係る計画等の情報を厚生労働省へ提出	90/月 110/月
生活機能向上連携加算	・病院の機能訓練指導員と連携し個別機能訓練計画書の作成、訓練を行う	205/月
安全対策体制加算	・外部の研修を受けた担当者を配置し、安全対策本部の設置、安全対策実施体制が整備されていること ※入所時に1回算定	30/日
初期加算	・施設に慣れるまでの様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間算定	30/日
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	・入所者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省へ提出し、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している	50/月
ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ)	・入所者全員のADL値を測定し、月ごとに厚生労働省へ提出 (Ⅰ)ADL利得の平均が1以上の場合、(Ⅱ)ADL利得の平均が2以上の場合	Ⅰ・30/月 Ⅱ・60/月
自立支援促進加算	・医師の関与の下、リハビリテーション、機能訓練、介護等をおこなう。入所時に医師による医学的評価を行い、6か月ごとの見直し、3か月毎の支援計画等の見直しをおこなう	30/月
療養食加算	・心臓病食、糖尿病食(減塩)など療養食対応時に算定	6/回
経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)	・誤嚥が認められる入所者に対し継続的な経口摂取を進めるために経口維持計画をおこなう	110/月・410/月
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	・日常生活に支障をきたす恐れがある認知症の方に算定 専門的な研修受講職員を配置	3/日
排泄支援加算	・多職種で協働して支援支援計画を作成し計画に基づき支援をおこなう。入所時から排尿、排便のどちらかが改善、いずれも悪化無し又はオムツ有りから無へ変更(Ⅱ)(Ⅲ)	10/月・15/月・20/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)	入所者ごとの褥瘡の発生にかかるリスクについて3ヵ月毎に定期的な評価をおこないその結果に基づき褥瘡管理を実施する (Ⅱ)褥瘡の発生リスクのある入所者が褥瘡の発生がないこと	3/月・13/月
再入所時栄養連携加算	・入院後施設に再入所時の栄養隔離が大きく異なる場合病院の管理栄養士と連携し栄養計画を行った場合算定	410/月
配置医師緊急時加算	・施設の求めに応じ診察を行った場合に算定 深夜1300単位 早朝、夜間650単位	660/1320/回
看取り加算	・お看取り時に算定 当日～45日前	72/日・144/日・ 780/日・1580/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	・所定単位数の83/1000 算定	—
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	・所定単位数の27/1000 算定	—
令和3年9月30日まで上乗せ分	・所定単位数の1/1000 算定	—

※個人によって加算内容は異なります。

※1ヶ月の利用料(本人負担額)が上限を超えると、上限を超えた額が払い戻されます。(高額介護サービス費)

◆区役所介護保険課へ申請が必要です。

負担段階	上限
生活保護受給者、市民税世帯非課税で高齢年金受給者	15,000円
市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額が年80万円以下の人	
市民税世帯非課税で上記以外の人	24,600円
市民税世帯課税 一般	44,400円
市民税世帯課税 年収383万円以上770万円未満	44,400円
市民税世帯課税 年収770万円以上1160万円未満	93,000円
市民税世帯課税 年収1160万円以上	140,100円